

# 新宿区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、施工能力等審査型総合評価方式に関し基本的事項を定めることにより、新宿区（以下「区」という。）が発注する工事（以下「発注工事」という。）における安定した品質確保及び不良不適格事業者の参入防止を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施工能力等審査型総合評価方式 発注工事に係る入札の参加事業者について、入札価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。
- (2) 工事成績点 新宿区工事成績評定制度の試行に関する要綱（平成22年7月20日付け22新総施営第334号）又は、新宿区工事成績評定要綱（平成30年3月8日付け29新総施営第804号）に基づき実施した工事成績評定に係る点数をいう。
- (3) 1級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (4) 2級技術者 法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、1級技術者以外の者をいう。
- (5) その他の技術者 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号ハに該当する者であって、1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。
- (6) CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報サービスをいう。

## (対象工事等)

第3条 施工能力等審査型総合評価方式の対象となる工事は、原則として予定価格3,000万円以上の発注工事とする。

- 2 施工能力等審査型総合評価方式を採用する発注工事は、前項の規定に該当する発注工事のうち、新宿区指名業者選定等委員会で選定の上これを決定する。

## (入札方式)

第4条 施工能力等審査型総合評価方式に係る入札は、制限付一般競争入札によるものとする。

(評価方法)

第5条 施工能力等審査型総合評価方式による評価は、次条及び第7条の規定により算定した価格点及び施工能力評価点を合計して得た評価点による。

(価格点)

第6条 価格点は、次の算式により算定した点数とする。

$$\text{価格点 (点数)} = 90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(施工能力評価点)

第7条 施工能力評価点は、次条から第11条までの規定により算定した工事成績評価点、配置予定技術者資格点、配置予定技術者実績点及び地域貢献等評価点を合計して得た点数とする。

(工事成績評価点)

第8条 工事成績評価点は、次の表の左欄に掲げる工事成績点の平均の区分に応じ、同表の右欄に定める点数とする。

| 工事成績点の平均     | 工事成績評価点 (点数) |
|--------------|--------------|
| 80点以上        | 16           |
| 77.5点以上80点未満 | 15           |
| 75点以上77.5点未満 | 14           |
| 72.5点以上75点未満 | 13           |
| 70点以上72.5点未満 | 12           |
| 67.5点以上70点未満 | 11           |
| 65点以上67.5点未満 | 10           |
| 62.5点以上65点未満 | 9            |
| 60点以上62.5点未満 | 8            |
| 55点以上60点未満   | 7            |
| 50点以上55点未満   | 6            |
| 45点以上50点未満   | 5            |
| 40点以上45点未満   | 4            |
| 35点以上40点未満   | 3            |
| 30点以上35点未満   | 2            |
| 20点以上30点未満   | 1            |
| 20点未満        | 0            |

備考

- この表において「工事成績点の平均」とは、当該発注工事の公表日の属する年度及びその前5年度内に完了した工事（建築工事等競争入札参加者の資格に関し、区長が別に定める業種区分において当該発注工事と同一の業種であるもの）に限り、公表日の前6カ月以内のもの

を除く。以下「完了工事」という。)のうち、直近3件の工事成績点の相加平均点とする。ただし、完了工事が3件未満である場合は、次の各号に掲げる完了工事の件数の区分に応じ、当該各号に定める点数とする。

- (1) 2件 当該2件の工事成績点の相加平均点
- (2) 1件 当該1件の工事成績点
- (3) 0件 60点

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、当該発注工事の公表時において区長が指定する当該発注工事と異なる業種に係るものを、完了工事の対象とすることができる。

3 完了工事のうち、直近のものに係る工事成績点が60点未満である場合の工事成績評価点は、この表の規定により算定した点数から5点を減じて得た点数(当該点数が0点未満となる場合にあっては、0点)とする。

#### (配置予定技術者資格点)

第9条 配置予定技術者資格点は、当該発注工事に係る法に定める業種について、次の各号に掲げる配置予定技術者の区分に応じ、当該各号に定める点数とする。この場合において、当該配置予定技術者が複数の区分に該当する場合は、最上位の1つについてのみ評価するものとする。

- (1) 1級技術者 2点
- (2) 2級技術者 1点
- (3) その他の技術者 0.5点

2 前項に定めるもののほか、配置予定技術者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合は、同項に規定する配置予定技術者資格点に0.5点をそれぞれ加えるものとする。

- (1) 女性
- (2) 当該発注工事の公表日が属する年度の3月31日において、40歳未満である者

#### (配置予定技術者実績点)

第10条 配置予定技術者実績点は、CORINSにより発行される登録内容確認書による当該発注工事に係る配置予定技術者の次の各号に掲げる経験実績の区分に応じ、当該各号に定める点数とする。この場合において、当該配置予定技術者が複数の区分に該当する場合は、最上位の1つについてのみ評価するものとする。

- (1) 当該発注工事の同種の工事(CORINSによる工事区分において当該発注工事と同一の工種の工事であって、請負金額等が当該発注工事と同程度のものうちから起工時において区長が指定したものをいう。)について次に掲げる者として関わったことがある場合それぞれに定める点数
  - ア 監理技術者 4点
  - イ 監理技術者補佐 3点
  - ウ 主任技術者 2点
  - エ 担当技術者又は現場代理人 1点

(2) 当該発注工事の類似の工事（CORINSによる工事区分において原則として当該発注工事と同一の工種の工事であって、請負金額等が当該発注工事よりも小規模のものの中から起工時において区長が指定したものをいう。）について次に掲げる者として関わったことがある場合 それぞれに定める点数

- ア 監理技術者 2点
- イ 監理技術者補佐 1.5点
- ウ 主任技術者 1点
- エ 担当技術者又は現場代理人 0.5点

(地域貢献等評価点)

第11条 地域貢献等評価点は、一般競争入札参加資格確認申請日現在において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める点数を合計して得た点数とする。

(1) 区内業者点 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める点数

- ア 東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス（以下「共同運営」という。）において区の入札参加資格を、区の区域内（以下「区内」という。）に所在する本店で取得している場合 3点
- イ 共同運営において区の入札参加資格を、区内に所在する支店又は営業所で取得している場合 1点

(2) 品質・環境配慮点 共同運営において区の入札参加資格を取得した営業活動の拠点においてISO9001、ISO14001、エコアクション21、エコステージ（ステージ2以上に限る。）又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上に限る。）のいずれかの認証を取得し、登録を受けている場合にあつては、1点

(3) ワーク・ライフ・バランス認定点 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱（平成19年10月1日付け19新総総第1345号）に基づく認定を受けている場合、又は新宿区男性の育児・介護サポート企業認定要綱（平成24年4月1日付け24新子男男第137号）に基づく認定を受けている場合にあつては、1点

(4) 障害者雇用対策点 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者の雇用がある場合にあつては、1点

(4) 災害協定点 区と災害協定を締結している場合（区と災害協定を締結している団体の構成員である場合を含む。）又は消防団協力事業所の認定を受けている場合にあつては、1点

(決定基準等)

第12条 区長は、施工能力等審査型総合評価方式に係る入札を行おうとするときは、当該発注工事の公告を行う前に、第5条から前条までに定める事項に関する落札者の決定基準（以下「決定基準」という。）を定めるものとする。

2 区長は、前項の規定により決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 当該決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

- (2) 落札者を決定する際に改めて学識経験者の意見を聴く必要性の有無
- 3 区長は、前項第2号の規定により改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとされた落札者の決定を行おうとするときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

(公告事項)

第13条 区長は、施工能力等審査型総合評価方式に係る入札を行おうとするときは、当該発注工事の公告の際、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施工能力等審査型総合評価方式を採用する発注工事の入札である旨
- (2) 次条に規定する提出書類の様式及び提出方法並びに提出後における内容変更を原則認めない旨
- (3) 評価方法に関する次に掲げる事項
  - ア 施工能力等審査型総合評価方式による評価の方法
  - イ 価格点の評価の方法
  - ウ 施工能力評価点の項目及び評価の方法
- (4) 落札者の決定方法
- (5) その他区長が必要と認める事項

(資料の提出)

第14条 区長は、施工能力等審査型総合評価方式に係る入札の参加事業者に対し、一般競争入札参加資格確認申請のほか、次に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 工事成績評定申告書（第1号様式）
- (2) 配置予定技術者申告書（第2号様式）
- (3) 地域貢献等申告書（第3号様式）
- (4) 配置予定技術者の保有資格を確認できる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(配置予定技術者の変更)

第15条 前条各号に掲げる資料の提出後に配置予定技術者を変更する場合は、次に掲げる条件を証明するものとする。

- (1) 新しい配置予定技術者との雇用関係が3か月以上続いていること。
  - (2) 配置予定技術者資格点及び配置予定技術者実績点が同一であり、又は上回る場合
- 2 前項の規定により配置予定技術者を変更する場合において、配置予定技術者資格点及び配置予定技術者実績点が増加するときは、変更後の配置予定技術者資格点及び配置予定技術者実績点は、変更前と同一の点数とみなす。

(落札者の決定方法)

第16条 施工能力等審査型総合評価方式に係る入札の落札者は、入札価格が予定価格の範囲内である事業者のうち、第5条の評価点が最も高いものとする。この場合において、当該評価点が同

点であり落札者とすべき事業者が2以上あるときは、くじの方法により落札者を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札者とすべき事業者が低入札価格調査制度の対象となった場合には、新宿区における低入札価格調査制度実施要綱（平成14年6月10日付け14新総財第227号）に基づき、落札者を決定する。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。